



SDGs 未来都市
富田林
ACT FOR 2030

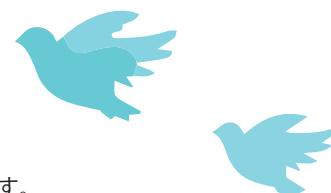
第7期富田林市障がい福祉計画

第3期富田林市障がい児福祉計画

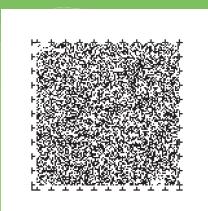
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

概要版

令和6年3月
富田林市



この冊子には、音声コード（ユニボイス）が貼付されています。



1 計画について

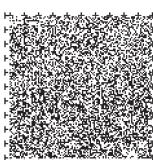
- 富田林市では、幅広い分野の障がい福祉施策の基本的方向性を示す「障がい者計画」と、障がいのある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定める「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」をそれぞれ策定し、障がい福祉施策の推進及び障がい福祉サービス等の充実を図っています。
- 「第7期富田林市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく市町村障がい福祉計画、「第3期富田林市障がい児福祉計画」は、児童福祉法に基づく市町村障がい児福祉計画で、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。
- 本計画は、本市の障がい福祉施策の基本方向を示す計画である「第4次富田林市障がい者計画」で掲げている基本理念を本計画の理念として位置付けます。

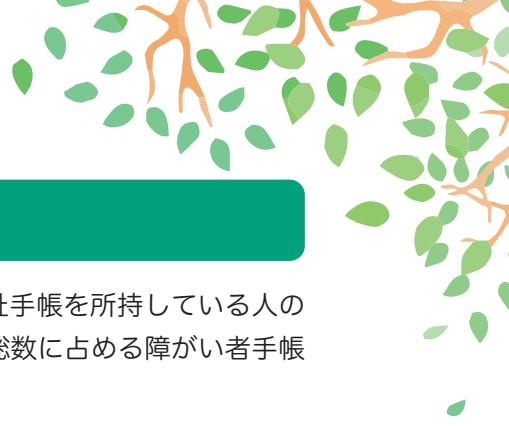
基本理念

障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い
ともに参加できるまち 富田林

- 障がい者や難病患者等の自己決定を尊重することを基本に、その意思決定の支援にも配慮しながら、行政と事業者、関係機関・団体等との連携・協力により地域全体で支援していくことが重要であるとの認識に立って、分野横断的な「福祉なんでも相談窓口」や専門職による伴走支援等を行う「増進型地域福祉ネットワーク」、多機能協働の連携調整を担う「多機能協働事業」等の重層的支援体制の推進、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の充実や均てん化等、提供体制の整備を進めます。

■ 計画期間

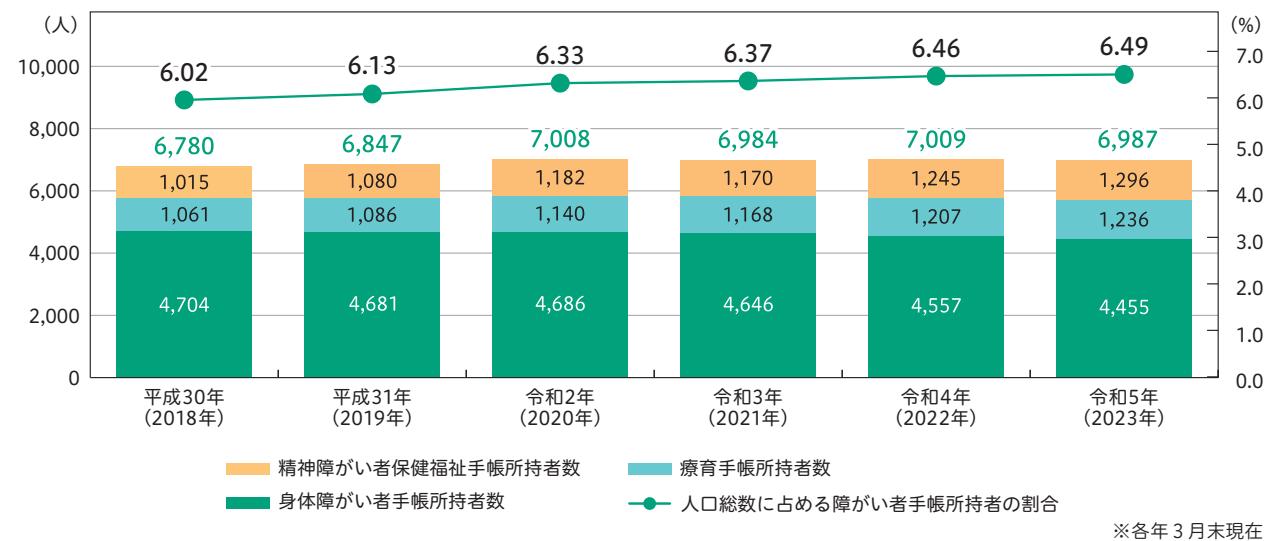




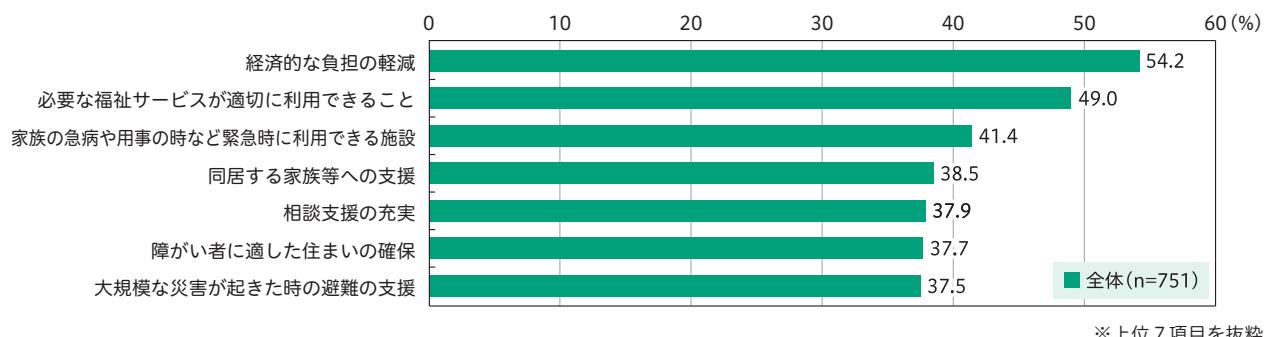
2 障がいのある人等の状況

- 障がいのある人のうち、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和5（2023）年3月末現在で6,987人（重複所持者を含む）、人口総数に占める障がい者手帳所持者の割合は6.49%となっています。

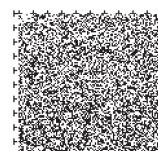
■ 各障がい者手帳所持者数の推移



- 障がいのある人を対象にアンケートを行った結果では、住み慣れた地域で生活するためにあればよいと思う支援として、「経済的な負担の軽減」と答える人が最も多く、次いで「必要な福祉サービスが適切に利用できること」、「家族の急病や用事の時など緊急時に利用できる施設」、「同居する家族等への支援」、「相談支援の充実」、「障がい者に適した住まいの確保」、「大規模な災害が起きた時の避難の支援」などの順となっています。



- 福祉サービスを利用して何か不満に思うことを尋ねた結果、何らかの内容でサービスを利用するときに困ることがあるという人は約半数を占め、主な内容では「どの事業者が良いのかわからない」、「どんなサービスがあるのか知らない」、「事業者情報が不十分」などとなっています。





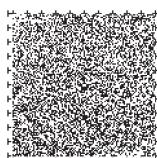
- 国・大阪府・社会の動向、本市における状況、市民の意識等から本計画における課題については、次のような内容が考えられます。

- 施設入所者や入院患者の地域移行を進めていく上で、共同生活援助（グループホーム）や短期入所など、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受け皿づくりをより一層進めていく必要があります。
- 地域福祉施策として進める重層的支援体制の整備の一環として、基幹相談支援センターを中心しながら、専門的な相談機能の充実と多機関連携による相談支援体制の構築を進めていく必要があります。
- 一般事業所等への理解促進等を通じて多様な働き方ができる仕事づくりを進めるとともに、就労後の職場でのサポートや評価、職場とのミスマッチの解消などを図り、就労定着、離職の防止に取り組む必要があります。また、就労継続支援（B型）の工賃向上に向けた一層の取り組みが必要です。
- 福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、障がい児通所支援サービスや相談機能の充実など、重層的な支援体制の整備が必要です。
- 強度行動障がいなど重度障がいのある人や医療的ケアの必要な人の実態把握やサービス利用ニーズの把握のもとに社会資源の充実に努める必要があります。

3 成果目標と主な活動指標

（1）障がい福祉計画の成果目標

項目	令和8(2026)年度目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活への移行者数（入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数）
	施設入所者の削減数
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床の1年以上入院患者数
地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の確保
	効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
	地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施回数
	強度行動障がいを有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備

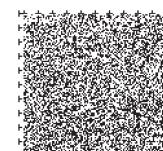




項目	令和8(2026)年度目標
福祉施設から一般就労への移行等	年間一般就労移行者数(全体)
	30人
	年間一般就労移行者数(就労移行支援)
	16人
	年間一般就労移行者数(就労継続支援A型)
	7人
	年間一般就労移行者数(就労継続支援B型)
	7人
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合
相談支援体制の充実・強化等	60%
	就労定着支援事業の利用者数
	20人
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合
	25%
	就労支援部会の設置
	設置済
	就労継続支援(B型)事業所における平均工賃額
	21,773円
	基幹相談支援センターの設置
	設置済
地域自立支援協議会における体制の確保	基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保
	体制の確保
サービスの質を向上させるための体制の構築	地域自立支援協議会における体制の確保
	体制の構築
	報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起
	実施
	報酬の審査体制の強化等
指導権限を有する者との協力連携	実施
	適正な指導監査等
	実施

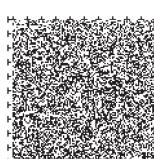
目標実現に向けた取り組み

- 施設入所者の地域生活への移行並びに、居宅生活者のグループホームへの移行による地域生活の継続に向けた支援を継続します。
- 地域生活支援拠点等事業については、南河内南圏域市町村で連携を密にし、障がい者が地域で安心して暮らしていく体制の充実を図ります。
- 市独自の取り組みである障がい者基幹相談支援センターへの障がい者雇用センターの併設、障がい者雇用会議や障がい者自立支援協議会就労支援部会による関係機関との連携強化など、雇用促進施策を実施することにより、福祉的就労と一般就労を合わせた雇用人数が1,000人以上となる「障がい者千人雇用」の実現をめざしていきます。
- 障がい福祉サービス利用者数の増加、ニーズの多様化・複雑化している状況をふまえ、基幹相談支援センターによる地域自立支援協議会の開催、相談支援事業所との連携強化など、相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みを推進します。



主な障がい福祉サービス等の見込量

サービス	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅介護	人/月	220	229	236
	時間/月	3,206	3,324	3,410
重度訪問介護	人/月	25	27	28
	時間/月	4,253	4,484	4,528
同行援護	人/月	18	18	18
	時間/月	362	362	362
行動援護	人/月	11	12	13
	時間/月	366	400	434
短期入所(ショートステイ)	人/月	65	71	75
	人日/月	496	537	562
生活介護	人/月	311	316	321
	人日/月	6,257	6,358	6,458
療養介護	人/月	24	24	24
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	人/月	11	11	11
	人日/月	261	261	261
就労選択支援	人/月	-	3	6
就労移行支援	人/月	39	45	49
	人日/月	641	742	810
就労継続支援(A型)	人/月	95	103	111
	人日/月	1,764	1,912	2,059
就労継続支援(B型)	人/月	421	465	507
	人日/月	7,491	8,264	8,999
就労定着支援	人/月	17	19	22
共同生活援助(グループホーム)	人/月	184	195	204
施設入所支援	人/月	102	101	100
自立生活援助	人/月	3	3	3
計画相談支援	人/月	206	220	232
地域移行支援	人/月	3	3	3
地域定着支援	人/月	2	2	2
手話通訳派遣事業	時間/年	806	848	890
移動支援事業	人/年	238	248	255
	時間/年	35,957	37,517	38,621
日中一時支援事業	日/年	466	484	502





障がい福祉サービスの提供体制等について

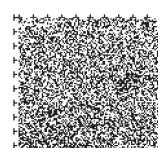
- 介護従事者の人員確保に向けて、介護保険サービスの担当部署とも連携しながら、広報誌等により各種資格取得のための研修の周知を行います。また、介護保険サービスに携わる方々への障がい福祉サービスの周知・理解の深長に努めます。
- サービスを利用しやすい環境づくりに向けて、発達障がいや高次脳機能障がい、難病のある人を含め、障がい者への適切な制度周知や障がい者相談支援体制のさらなる向上を図ります。
- 障がい種別を問わず各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行うため基幹相談支援センターを設置しており、今後も市全体の障がい者相談支援体制の向上に向け、地域の相談支援事業者との連携や人材育成の支援に努めます。

(2) 障がい児福祉計画の成果目標

項目	令和8(2026)年度目標
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
	障がい児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 2か所継続 放課後等デイサービス 2か所継続
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置	医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数 設置済 福祉関係6名 医療関係2名

目標実現に向けた取り組み

- 地域の中核的な障がい児支援施設である児童発達支援センターについては設置の継続に努めるとともに、ニーズを見極めながら実施体制を検討します。また、保育所等訪問支援については、今後も支援体制の継続・充実に努めます。
- 主に重症心身障がい児を支援する事業所については、今後も支援体制の継続に向け、ニーズやサービス提供事業所の状況把握に努めます。また、医療的ケア児支援に向けた支援体制の構築を図り、医療的ケア児及びその家族の相談対応、情報提供、助言、その他の支援の実施や関係機関等への情報提供に取り組んでいきます。



主な障がい児通所支援等の見込量

サービス	単位	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
児童発達支援	人/月	192	201	210
	人日/月	1,670	1,748	1,827
放課後等デイサービス	人/月	414	451	487
	人日/月	5,386	5,867	6,336
保育所等訪問支援	人/月	45	54	63
	回/月	58	70	82
障がい児相談支援	人/月	106	125	144

障がい児通所支援等の提供体制等について

- 児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携や相談支援体制の強化等に努めるとともに、学校等への障がい児通所支援の制度理解の促進等により、円滑に適切なサービスが利用できるよう支援します。
- 市と関係機関の連携、地域自立支援協議会こども部会等を通じた関係機関どうしの有機的な連携を直接的・間接的に深めていくことで、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図り、誰一人取り残さない支援を行い、「こどもまんなか」社会の実現を推進していきます。

4 推進体制と進行管理

- 国や大阪府、近隣市町村との連携を図りながら、きめ細やかなサービスの提供に努めます。
- 関係団体等の声に耳を傾け、その活動支援や障がい者関係団体と行政とのさらなる協力体制の構築、並びに市職員を派遣して各種制度等の説明を行う出前講座や障がい者週間等による障がい者理解の促進に努めます。
- 多様化・複雑化するニーズに対応するため、基幹相談支援センター、障がいのある人、医療・教育関係者、学識経験者等により構成される富田林市障がい者地域自立支援協議会が連携し、介護従事者等の育成および技術の向上を推進します。
- 計画の効果的な推進を図るため、各年度における目標値の達成状況について、定期的に富田林市障がい者施策推進協議会に報告し、成果目標・活動指標について検証を行うなど、客観的な評価や意見を踏まえることとします。

第7期富田林市障がい福祉計画・第3期富田林市障がい児福祉計画（概要版）

発行：令和6年3月

富田林市 子育て福祉部 障がい福祉課

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

TEL: 0721-25-1000 FAX: 0721-25-3123

